

平成20年度 事業計画

社会福祉法人静岡県共同募金会

事業運営の方針

本年度で第62回目を迎える共同募金運動は、昭和22年に社会福祉施設等の資金援助を目的に全国運動として開始され、以来今日まで、地域福祉を中心とする市民活動団体への支援を行い、この間、県民から寄せられた寄付金の累計額は225億円超に達している。

しかし、社会・経済状況の変化や共同募金の仕組み等の問題から、近年は募金実績額が逓減状況にある。

本会は、静岡県の実情を踏まえかつ関係者の意見を聞きながら、市民参加による地域福祉活動を推進するための募金として、県民のさらなる理解と協力が得られるよう、より一層の情報発信を進め、たすけあい精神の高揚を図ながら、民間社会福祉事業に対して積極的な財政支援を引き続き行うこととし、次のことを重点に、本年度事業の運営に当たる。

1. 中央共同募金会企画・推進委員会答申に係る企画委員会の検討結果については、支会並びに市町社会福祉協議会関係者の理解を得ながら実施する。
2. 共同募金の受付期間は、毎年10月から12月の3ヶ月間となっているが、県民が寄付をしたい時に受け入れることが出来る募金機能付自動販売機の設置を推進する。
3. 助成にあたっては、先駆的開拓的事業を積極的に支援するとともに、社会的な課題解決に向けての活動を推進し、申請者と協同で重点配分を実施する。また、共同募金以外の資金を財源とする民間福祉資金の活用を含めた総合的な助成に努める。

第1 会務の運営

1 法人の運営

定款の定めに基づき、理事会、評議員会、監事会を開催し、適切な運営を図る。

2 情報の公開の実施

事業運営の透明性を一層推進するため、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 業務事業合理化の推進

業務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

第2 広報活動の推進

- 1 募金の目的や使途を明確化させることにより、寄付がどのように使われているのか実感できるよう、助成先の「ありがとうメッセージ」を共同募金運動開始の10月に新聞掲載して使途の情報提供を行う。

2 放送機関、報道機関への協力要請

中央共同募金会作成の運動開始用及び運動終了用のテレビスポット、ラジオスポットを各放送局(民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む)に提供する。

3 助成を受けた施設・NPO・ボランティアグループなどへの受配標示の徹底

4 ホームページの充実強化

①助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。

②申請者の利便性を向上させるため、申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。

③中央共同募金会とリンクして共同募金に関する情報を発信する。

④助成先と情報の共有化を図るため、リンクを強化する。

5 税制上の優遇措置の周知

6 広報・募金資材の配布、斡旋及び普及

第3 募金・助成事業の実施

1 受配者の範囲及び助成予定額

助成要綱に基づき、平成21年度事業に助成を希望する民間施設・団体からの申請を取りまとめ、配分委員会の審議を経て助成計画を策定する。

なお、歳末に実施されるたすけあい事業については、平成20年度中に配分する。

2 募金目標額の設定

①赤い羽根共同募金

・広域目標額については、施設・NPO・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加えさらに諸般の状況を勘案して決定する。

・地域目標額については、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町支会で設定する。

②歳末たすけあい募金

市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町支会で募金目標額を設定する。

③NHK歳末たすけあい義援金

前年度実績額を目標額とする。

3 募金の実施

(1) 社会福祉法の規程に基づいて厚生労働大臣の指定する期間(例年10月1日から12月31日までの3カ月間)に募金活動を実施する。

①赤い羽根共同募金(例年10月1日から12月31日までの3カ月間)

②歳末たすけあい募金(例年12月1日から12月31日までの1カ月間)

③NHK歳末たすけあい義援金(例年12月1日から12月25日までの25日間)

(2) 年間を通した寄付の受入

①募金機能付自動販売機による募金(通年)

4 助成の実施

①赤い羽根共同募金

配分委員会の審議を経て理事会・評議員会で決定し、助成する。

②歳末たすけあい募金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

③NHK歳末たすけあい義援金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

5 受配者に対する使途の監査

臨時費については、受配者から、使途指定事業の完了後、直ちに「使途実施報告書・交付請求書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

事業費については、受配者から、使途指定事業の完了後、1ヶ月以内に「使途実施報告書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

なお、必要あると認めるときは、本会の役職員が実地に監査を行うものとする。

6 民間社会福祉資金の総合調整

①日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の補助事業の推薦業務受託

②中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託

③車両競技公益資金記念財団など各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第4 支会の育成強化

市民が参画する共同募金に転換するために、地域の関係者が広く参画し、当該区域内の共同募金推進計画を策定する組織として位置づける。また、支会運営委員には、住民、社会福祉法人、地元企業、学校関係者、寄付者など幅広い参加を促す。

①支会事務局長研究協議会の開催（11月開催予定）

②支会事務担当者事務打合せ会の開催（8月、3月開催予定）

③中央共同募金会主催の研修会等への派遣

第5 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

第6 公益信託「小川忠孝老人福祉基金」の運営

本会が受託している公益信託の運営に当たるとともに、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」運営委員会を開催し、助成先及び助成額を決定する。

第7 災害被災者支援事業の実施

1 災害たすけあい募金の実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあい募金を実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害被災者等の支援の実施

災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

本県又は国内において災害が発生し、災害等準備金の配分及び被災県への拠出が必要になった場合は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

第8 その他本会の目的達成上必要と認める事項

①静岡県健康福祉大会の共催

②顕彰の実施

- ・ 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により顕彰する。
- ・ 高額寄付者には、その金額に応じて紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状又は感謝楯の申請を行う。

③社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。